

## 3 政令別表第1の各項ごとの取り扱い

## (1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-1表に定める方法によること。

第4-1表

区分	算定方法
(1) 項	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業者の数</li> <li>2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いいす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</li> <li>(2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2m<sup>2</sup>で除して得た数</li> <li>(3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5m<sup>2</sup>で除して得た数</li> </ol> </li> </ol>

イ 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。

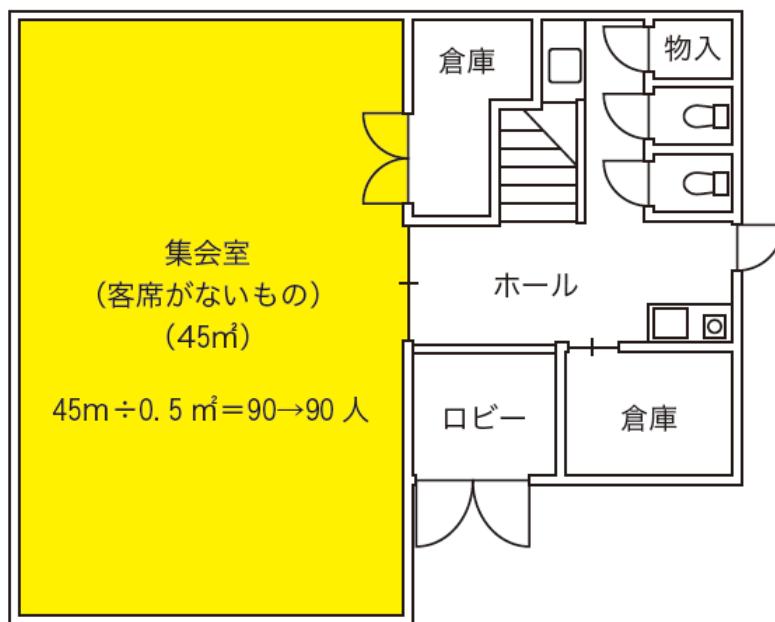
したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。

ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

オ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を0.5m<sup>2</sup>で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。(第4-3図参照)



第4-3図